知的障害者旅客運賃割引規則

（平成３．11．21
西日本旅客鉄道㈱
公告第48号）

（適用範囲）

第１条　この規則は、知的障害者が、単独で又は介護者とともに、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社の経営する鉄道（以下これらを「旅客鉄道会社線」という。）及び連絡運輸の取扱いをする会社線（以下「連絡会社線」という。）を乗車船する場合に適用する。

２　前項の規定にかかわらず、この規則により割引の取扱いをする乗車券類を発売しない連絡会社線は、旅客連絡運輸規則（昭和62年４月西日本旅客鉄道株式会社公告第17号）別表に定める。

（知的障害者）

第２条　この規則において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」（昭和48年９月厚生省発児第156号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。

（注１）　療育手帳の様式は、次の各号のとおりである。

(1) 事務次官通知により示された様式

（表紙）

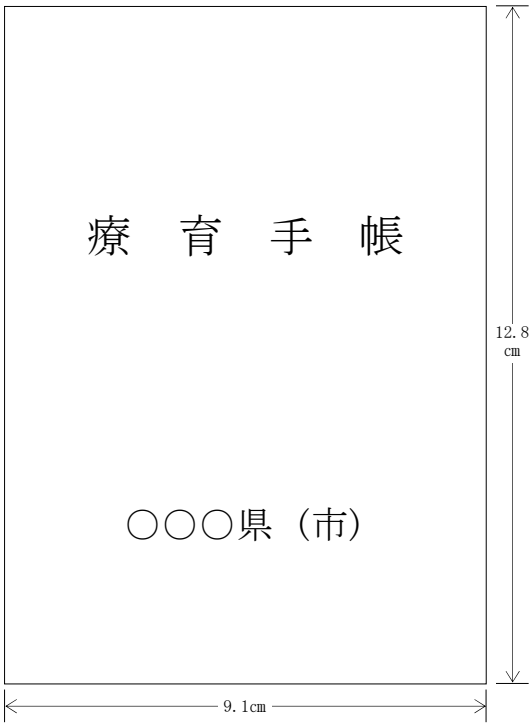

（１ページ）

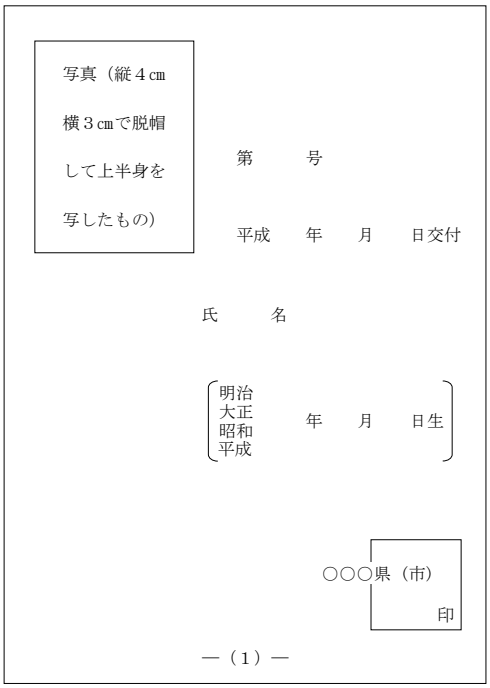

（２ページ）

本　　人			
性別	住　　所		
男女			
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額	第一種、第二種知的障害者		
保　　護　　者			
氏　名	続柄	職　業	電　話
住所			

―（２）―

（17ページ）

5　この手帳の判定欄の「A」「B」の記号は、障害の程度を示すもので、「A」は重度、「B」はそれ以外を意味します。

6　電車、バス、飛行機などの交通機関を割引運賃で使うときには、切符を買うときにこの手帳を提示するとともに、乗車中もかならずこの手帳をおもち下さい。

7　手帳を使えなくなることがありますので判定の記録欄に記載された「次の判定年月」までに児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定を受けて下さい。

―（17）―

（３～16ページ省略）

(2)　「カード型療育手帳の仕様について」（平成27年11月18日厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課事務連絡）により示された様式

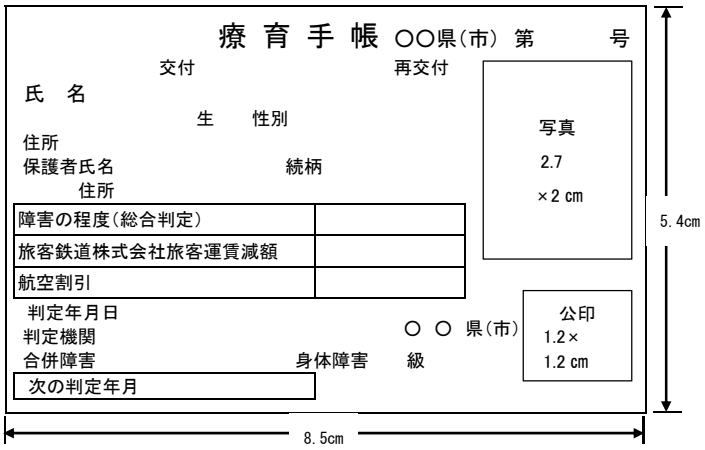

（注２）「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について（通知）」（令和４年１月18日国鉄事第602号国土交通省鉄道局長通知）によるものは、第７条に定める割引乗車券類の購入申込みの際並びに第10条に定める乗降の際及び乗車船中の呈示に限り、注１に掲げる様式による療育手帳に代わるものとすることができる。

２　前項に定める知的障害者の割引種別は次に掲げる各号のとおりとし、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により判別する。

(1)　「第１種知的障害者」とは、次に掲げる者をいう。

ア　知能指数がおおむね35以下の者であつて、日常生活において常時介護を要する程度のもの

イ　肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であつて、日常生活において常時介護を要する程度のもの

(2) 「第２種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。

(介護者)

第 3 条　この規則において「介護者」とは、第１種知的障害者又は定期乗車券を使用する12才未満の第２種知的障害者に随伴する旅客（知的障害者１人に対して１人に限る。）であつて、係員が介護能力があると認める者をいう。

２　前項の介護者が使用する乗車券類は、知的障害者が使用する乗車券類と種類・乗車船区間及び有効期間が同一のものであつて、かつ、知的障害者が使用する乗車券類と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券類の種類)

第 4 条　知的障害者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、次のとおりとする。

(1) 普通乗車券　第１種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車船する場合及び第２種知的障害者が単独で乗車船する場合に発売する。

(2) 定期乗車券　第１種知的障害者又は12才未満の第２種知的障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。

(3) 普通回数乗車券　第１種知的障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。

(4) 普通急行券　第１種知的障害者が介護者とともに、旅客鉄道会社線の普通急行列車に乗車する場合に発売する。

２　介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、前項の規定により知的障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する乗車券類と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であつても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第２項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(注)　介護者が通学定期乗車券の使用資格者であつても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第 5 条　知的障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互区間とする。ただし、知的障害者が普通乗車券によつて単独で乗車船する場合は、片道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。

(2) 普通急行券については、旅客鉄道会社線の普通急行列車の停車駅相互間とする。

(割引率)

第 6 条　知的障害者及び介護者に対して発売する乗車券類の割引率は、５割とする。ただし、小児の定期旅客運賃に対しては、割引をしない。

(割引乗車券類の購入申込み)

第 7 条　知的障害者が割引乗車券類を購入する場合は、有効な療育手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもつて必要な割引乗車券類の申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第 8 条　第３条第２項に規定するところにより購入した乗車券類は、知的障害者と、その介護者とが、同一の列車、汽船又は自動車により乗車船する場合に限つて有効とする。

(旅客運賃・料金の払いもどし)

第 9 条　第３条第２項に規定するところにより購入した乗車券類に対する旅客運賃・料金の払いもどしは、知的障害者に対する乗車券類とその介護者に対する乗車券類とについて、ともに行う場合に限つて取り扱う。

（療育手帳の携帯）

第 10 条　知的障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車船中は、有効な療育手帳を携帯して、係員の請求があつたときは、いつでも呈示しなければならない。

（その他の取扱方）

第 11 条　前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。